

## 説 明 書

鳥取大学（三浦）工学部 I 棟改修設備設計業務（再公示）に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

### 記

1 公 示 日 令和6年2月19日

2 発 注 者 国立大学法人鳥取大学  
学長 中島 廣光

3 担当部局  
〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地  
国立大学法人鳥取大学施設環境部企画環境課総務係  
電話番号 0857-31-5476  
FAX 0857-31-5860  
E-mail fa-soumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp

### 4 業務概要

- (1) 業務名 鳥取大学（三浦）工学部 I 棟改修設備設計業務（再公示）
- (2) 業務内容 本業務は鳥取大学三浦団地の工学部 I 棟（鉄筋コンクリート造、地上4階建、建築面積512㎡、延べ床面積1,956㎡、改修延面積1,956㎡）の改修工事に係る設備実施設計業務を行うものである。
- (3) 履行期限 令和6年3月29日（金）  
ただし、財政法上の定めによる承認を得た場合は、令和6年5月17日（金）までとする。
- (4) 業務の詳細説明 別冊の「設計業務委託特記仕様書」のとおり
- (5) その他  
本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- (6) 本業務においては、資料の提出、見積等を電子入札システムにより行う。電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙方式に代えることができる。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ (<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top>) の電子入札システムにより文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。  
なお、紙方式の申請に関しては、学長に承認願（様式自由）を提出して行うものとする。

5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）。

以下同じ。)及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

## 7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- ① 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。
- ② 経営状況が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
  - ・手続き開始の公示の日から、技術提案書の提出期限までの期間に、文部科学省又は鳥取大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に指名停止に準ずる事実がないこと。
  - ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ・契約の履行が不適切な状態が現に継続していないことなど。
- ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑤ 平成20年度以降に元請として完成・引渡しが完了した建築物に係る設計業務で、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、延床面積900㎡以上の教育文化施設、福祉施設又は行政施設の新営又は改修設備設計業務の実績を有する統括技術者を配置できること。

## 8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

### (1) 担当予定技術者の能力

- ・資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

## 9 技術提案書を特定するための評価基準

### (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは13分の5】

- ・資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

### (2) 業務の実施方針【審査のウェイトは13分の5】

- ・業務内容の理解度、実施方針の妥当性

### (3) 課題についての提案【審査のウェイトは13分の3】

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

- ・カーボンニュートラルについての考え方
- ・長寿命化、将来の維持管理、コスト縮減を見据えた配慮事項について

## 10 公示の写し 別紙のとおり

## 11 契約書作成の要否等 要

別紙の「設計業務委託契約書(案)」により契約書を作成する。

## 12 支払条件 業務委託料は、請求に基づき1回に支払う。

## 13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記7(1)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記

1 6 (2) ①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和6年2月29日(木) 12時00分(但し、土日祝日は除く。)
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。)すること。なお、電送(ファクシミリ)による提出は認めない。

1 4 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記7(1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。

(3) (2)の選定の結果は、電子入札システム(紙方式により申請した場合は書面)により通知する。なお、提出要請者の選定通知は、令和6年3月6日(水)を予定している。

1 5 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月18日(月) 16時00分(土日祝日を除く)
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送すること。(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものとし、提出期限内必着とする。)なお、ファクシミリによるものは受付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

1 6 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和6年3月13日(水) 12時00分(土日祝日を除く)
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。)すること。なお、電送(ファクシミリ)による提出は認めない。

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

1 7 技術提案書の特定

(1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)①の提出期

限の日を基準日として行う。

- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。

なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

- (3) (2)の特定の結果は、書面により通知する。

#### 1.8 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 記17(3)の通知の日の翌日から起算して7日後 16時まで（土日祝日は除く）  
② 提出場所 記3に同じ  
③ 提出方法 持参又は郵送すること。（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものとし、提出期限内必着とする。）なお、ファクシミリによるものは受付けない。

- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する  
② 回答方法 質問回答書を郵送する。

#### 1.9 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月5日（火）12時00分（土日祝日は除く）  
② 提出場所 記3に同じ  
③ 提出方法 fa-soumu@adm.tottori-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイル（様式自由、Excel 又はPDF）で提出すること。

- (3) (1)の質問に対する質問回答書は次のとおり本学のホームページにおいて閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 令和6年3月6日（水）から令和6年3月12日（火）  
② 閲覧場所 <https://www.tottori-u.ac.jp/about/procurement/bid/announcement/>

#### 2.0 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

- (3) 契約保証金

納付する。ただし、有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 参加表明者又は技術提案書の無効等

- ① 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。  
② 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
- イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容（参加表明者及び技術提案者の名称を含む。）が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。  
ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。  
なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続き以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。  
ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。  
なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の非選定理由及び技術提案書の非特定理由に対する説明に不服がある者は、回答を受けた翌日から起算して7日（土日祝日を除く）以内に書面（様式は自由）により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、鳥取大学入札監視委員会が審議を行う。
- (14) 本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。
- (15) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に追記することとする。